知多中部広域事務組合訓示第１号

庁中一般
各 課 等

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付要綱を次のように定める。
令和６年１月１０日

知多中部広域事務組合
管理者半田市長　久　世　孝　宏

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、知多中部広域事務組合半田斎場の高圧受電設備等更新工事に伴う休業によって、他斎場等で火葬する場合の火葬料に対する補助金について必要事項を定めるものとする。
（補助金対象日）
第２条 補助金対象日は、次の各号に掲げる日とする。
（１）令和６年１月３０日（火）
（２）令和６年２月　１日（木）
（３）令和６年２月　２日（金）
（交付対象者）
第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号すべてに該当するものとする。
（１）死亡者が知多中部広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例（平成８年知多中部広域事務組合条例第５号）第５条第１項に規定する管内住民である場合
（２）半田斎場で火葬受付を行い、半田斎場から他斎場等に火葬依頼（予約）をした場合
（３）第２条の期間にやむを得ず人体の火葬を実施しなければならない場合
（４）その他知多中部広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合
２　次の各号に該当する使用料は、補助対象としない。
（１）動物炉使用料
（２）汚物炉等使用料
（３）霊安室使用料
（４）待合室等使用料
（５）式場等使用料
（６）その他、人体火葬以外に係る料金

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、人体火葬のため他斎場等へ支払った火葬料とし、次の各号の金額を限度とする。

（１）１２歳以上　１体　４５，０００円

（２）１２歳未満　１体　３０，０００円

（３）死 産 児　１体　１５，０００円

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和６年２月２９日（木）午前１１時までに半田斎場へ提出しなければならない。

（１）火葬許可証の写し

（２）他斎場等の発行する火葬料の領収証（レシート可）

（３）申請者の身分証明書の写し

（４）金融機関の通帳等の写し（金融機関名、本・支店名、口座名義人、預金種別及び口座番号が分かる部分）

（５）その他管理者が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　管理者は、前条による申請があったときは、その内容を審査するものとする。

２　審査の結果、内容が適当であると認められたときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　管理者は、前条における交付決定後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）その他この要綱、法令等に違反する等補助することが不適当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第８条　管理者は、前条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

２　前項の規定に基づく補助金の返還に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は管理者が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和６年１月１０日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第５条関係）

令和６年　　月　　日

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付申請書

知多中部広域事務組合
管理者半田市長　久　世　孝　宏　　殿

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

１　火葬について

死亡者氏名			
火葬実施場所		火葬年月日	年　　月　　日

２　振込先情報について

金融機関名		
本・支店名		
口座番号		普通預金　・　当座預金
口座名義人	ふりがな	

３　申請、振込等について

（１）この申請書は、火葬を実施した日から令和６年２月２９日（木）午前１１時までに申請をしてください。（申請時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、友引の日にあっては午前９時から正午までとする。）

（２）申請場所は、半田市鵜ノ池町１９番地　半田斎場事務室

（３）振込予定日は交付決定通知書に記載し通知します。

（４）添付書類

火葬許可証の写し、他斎場の発行する火葬料の領収証（レシート可）、申請者の身分証明書の写し、金融機関の通帳等の写し（金融機関名、本・支店名、口座名義人、預金種別、口座番号が分かる部分）

様式第２号（第６条関係）

知広斎第　　号
令和　年　月　　日

様

知多中部広域事務組合
管理者半田市長　久　世　孝　宏

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付決定通知書

令和６年　月　日付けで申請のありました知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額
　　金　　円

２　振込予定日
　　令和６年　　月　　日

様式第１号（第５条関係）

記入例

令和６年　　月　　日

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付申請書

知多中部広域事務組合
管理者半田市長　久　世　孝　宏　　殿

申請者　住所　半田市鵜ノ池町〇〇番地
氏名　半田　二郎
電話番号　０５６９－１２-１２３４

知多中部広域事務組合半田斎場火葬料補助金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

１　火葬について

死亡者氏名	半田　一郎		
火葬実施場所	〇〇斎場	火葬年月日	令和６年１月３０日

２　振込先情報について

金融機関名	〇〇銀行	
本・支店名	〇〇支店	
口座番号	１２３４５６７	普通預金・当座預金
口座名義	ふりがな　はんだ　じろう	
	半田　二郎	

３　申請、振込等について

（１）この申請書は、火葬を実施した日から令和６年２月２９日（木）午前１１時までに申請をしてください。（申請時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、友引の日にあっては午前９時から正午までとする。）

（２）申請場所は、半田市鵜ノ池町１９番地　半田斎場事務室

（３）振込予定日は交付決定通知書に記載し通知します。

（４）添付書類

火葬許可証の写し、他斎場の発行する火葬料の領収証（レシート可）、申請者の身分証明書の写し、金融機関の通帳等の写し（金融機関名、本・支店名、口座名義人、預金種別、口座番号が分かる部分）